

岸和田市議会災害対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岸和田市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、次の場合に岸和田市議会に災害対策会議を設置することができる。

- (1) 大規模災害や新型インフルエンザの発生等の緊急の事態が発生し、市災害対策本部（以下「災対本部」という。）が設置された場合。
- (2) その他議長が必要と認めるとき。

(構成)

第3条 災害対策会議は、議長、副議長、各会派幹事長及び議会運営委員会正副委員長で構成する。

- 2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 議長及び副議長に事故があるとき又は議長及び副議長が欠けたときは、議会運営委員会委員長が議長の職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 災害対策会議が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況を把握し、災対本部に提供すること。
- (2) 災対本部からもたらされた災害情報を議員へ提供すること。
- (3) 災対本部からの依頼事項に関すること。
- (4) 災対本部への提案、提言及び要望等の調整に関すること。
- (5) 災対本部と協力・調整し、国、大阪府並びに関係機関等に対し要望活動を行うこと。
- (6) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(議会事務局)

第5条 議会事務局は、議長の命を受け、災害対策会議の事務を補佐する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。